

最新 金融・商事法判例の分析と展開

目 次

I 金融関係

- 1 銀行が販売した投資信託についてこれを購入した受益者の破産管財人が当該投資信託契約を解約して銀行に解約金の支払を求める場合に、銀行がした受益者に対して破産手続開始時に有していた貸金債権を自働債権、当該解約金の支払債務に対応する債権を受働債権とする相殺の許否
(大阪高判平成 22・4・9 本誌 1382 号 48 頁) …………… 弁護士 鈴木 雄介・ 6

- 2 投資信託受益権を共同相続した相続人らの一部が、当該投資信託を解約し、相続分に応じた解約金の支払を請求した事例（消極）
(大阪地判平成 23・8・26 金融法務事情 1934 号 114 頁) …… 弁護士 浦山 慎介・ 16

- 3 ノックイン事由が生じた場合の償還価格が株価指数と連動して増減する仕組債につき、これを販売した証券会社に説明義務違反があったとして、不法行為に基づく損害賠償請求が認められた事例（過失相殺 7 割）
(東京高判平成 23・10・19 金融法務事情 1942 号 114 頁)
…………… UBS 銀行法務部 赤間 英一・ 25

- 4 銀行と顧客（事業者）との間のリスクヘッジを目的とする金利スワップ契約につき、締結に際して銀行側に重大な説明義務違反があるため、同契約が信義則に違反するものとして無効であり、かつ、銀行の不法行為を構成するとされた事例
(福岡高判平成 23・4・27 本誌 1369 号 25 頁) …………… 弁護士 加藤 伸樹・ 35

- 5 信用金庫の会員が、常務会理事が決定した融資が金庫に対する善管注意義務違反に当たるとして求めた会員代表訴訟が認容された事例
(宮崎地判平成 23・3・4 判例時報 2115 号 118 頁) …………… 弁護士 加藤 洋美・ 46

II 商事法関係

- 6 新株予約権の行使条件に反した権利行使による株式発行の効力
(最判平成 23・4・24 本誌 1392 号 16 頁) …………… 弁護士 渡辺 久・57
- 7 グルグル回し取引によって不良在庫を抱えて経営が破綻した子会社に対する親会社の不正融資等について親会社の取締役の忠実義務及び善管注意義務違反の成否
(福岡地判平成 23・1・26 本誌 1367 号 41 頁、福岡高判平成 24・4・13 本誌 1399 号 24 頁)
…………… 弁護士 松尾 剛行・65
- 8 子会社の発行済全株式の譲渡について、親会社である譲渡人が譲受人に対して「表明保証」した場合に、表明保証に基づく責任を負わないとされた事例
(東京地判平成 23・4・19 本誌 1372 号 57 頁) …………… 弁護士 杉本 亘雄・78
- 9 濫用的会社分割について会社法 22 条 1 項の類推適用が認められた事例
(東京地判平成 22・11・29 判例タイムズ 1350 号 212 頁) …… 弁護士 山田 晴子・86
- 10 新設分割において、新設会社は法人格否認の法理により分割会社と同様の責任を負うとされた事例
(福岡地判平成 22・1・14 本誌 1364 号 42 頁) …………… 弁護士 村岡賢太郎・96
- 11 会社分割による個々の財産移転行為が否認権の対象となるとされた事例
(福岡地判平成 22・9・30 判例タイムズ 1341 号 200 頁) …… 弁護士 木下 雅之・104
- 12 株式買取価格決定に関する許可抗告事件—インテリジェンス株式価格決定事件
(最決平成 23・4・26 本誌 1375 号 28 頁) …………… 弁護士 澁谷 展由・114
- 13 1 いわゆる「未公開株式」が売買された場合と当該株式を発行した株式会社の買主に対する損害賠償責任の有無(積極)
2 いわゆる「未公開株式」が売買された場合と当該株式を発行した株式会社の代表取締役ないし取締役の買主に対する損害賠償責任の有無(積極)
(東京高判平成 23・9・14 本誌 1377 号 16 頁) …………… 弁護士 今田 瞳・124
- 14 有価証券報告書等に虚偽の記載がされている上場株式を取得した投資者の損害賠償請求を認めた事件(西武鉄道株式会社株主事件①②)
(最判平成 23・9・13 本誌 1383 号 15 頁) …………… 弁護士 中根 敏勝・133

▶▶▶ I 金融関係 ◀◀◀

1

銀行が販売した投資信託についてこれを購入した受益者の破産管財人が当該投資信託契約を解約して銀行に解約金の支払を求める場合に、銀行がした受益者に対して破産手続開始当時に有していた貸金債権を自働債権、当該解約金の支払債務に対応する債権を受働債権とする相殺の許否（大阪高判平成22・4・9本誌1382号48頁）

弁護士 鈴木 雄介

I 事案の概要

1 取引の開始

A（破産者）とY（銀行業務を目的とする株式会社）は、平成18年3月31日、委託者をB、受託者をC、受益者をAとする証券投資信託に関する累積投資取引契約（以下、「本件契約」という）を締結し、取引を開始した。当初、受益証券が発行され、Yが保護預りしていたが、平成19年1月4日以降、Aの受益権は、振替機関及び口座管理機関（Y）が備え置く振替口座簿の記録によって管理されるようになった。

2 Aの破産申立

Aは、平成20年6月13日、破産手続開始決定を受け、XがAの破産管財人に選任された。破産手続開始決定時、Aが本件契約に基づき購入した受益権を有していたことから、Xは、Yに対し、平成20年7月11日付け書面で、本件契約について解約金の支払を受けたい旨を伝え、その手続の教示を求めた（もっとも、これをもって解約の意思表示とは認定されていない）。

3 XによるYに対する訴訟提起

Yから本件契約の解約金の支払がなされないため、平成21年1月14日、Xは、Yに対し、解約金の支払を求める訴えを提起した。この訴えを受け、同年4月27日、YはBに対し、本件契約に係る信託契約の解約手続を行い、同年5月1日に

Bから621万3754円の解約金を受領した。そして、Yは、同年5月13日の本件第3回口頭弁論期日において、YがAに対して有する貸金返還請求権を自働債権、本件契約の解約金の支払債務に対応するAがYに対して有する債権を受働債権として、対当額で相殺する旨の意思表示をした。

原審（大阪地判平成21・10・22本誌1382号54頁）は、Yの相殺の抗弁を認め、Xの請求を棄却した。そこで、Xが控訴したところ、控訴審は原審を維持し、控訴を棄却した。Xは上訴したものの上告不受理となり（最決平成23・9・2金融法務事情1934号105頁）、控訴審が確定している。

※1 A・Y間の契約

Yが定めた投資信託取引約款、投資信託受益権振替決済口座管理規定及び累積投資約款において、①Yが受益権の販売のほか、解約実行請求の受付及び一部解約金の代理受領や受益者への支払などの業務を行うこと、②Yの振替口座簿で管理されている受益権は、受益者からの申し出により他の口座管理機関に振替ができること、③受益権の購入及び解約の申込は、Y所定の手続により行うこと、④解約金は、受益者が届け出たYの指定預金口座に入金されること、⑤解約は、受益者から解約の申し出があった場合のほか、やむを得ない事情によりYが解約を申し出たときにもなされることなどが定められている。

※2 B・C間の契約

BとCの定めた投資信託約款において、①受益権は、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まること、②受益権の換金は、受益者がBに対して信託契約の解約の実行を請求する方法によること、③この解約実行請求を受益者が行使するときは、受益権を販売した販売会社に対して振替口座簿に記載又は記録された振替受益権をもって行うこと、④Bが解約実行請求を受け付けた場合には信託契約の一部を解除し、一

部解約金は販売会社の営業所などにおいて受益者に支払うことなどが定められており、B・C間の契約においても振替機関及び口座管理機関（Y）の関与（①）及び販売会社（Y）を通じた解約権行使に基づく受益権の換金手続（③④）が予定されていた。

Ⅱ 判決要旨

1 原審（請求棄却）

「 2 争点(2) (相殺の可否) について

(1) 本件契約の解約金請求権の性質については……Yは、解約実行請求がなされること及びBから一部解約金の交付を受けることを条件として解約金の支払義務を負い、Xは、Yに対し、前記条件の付いた解約金支払請求権を有するものと解するのが相当である（最高裁判所平成17年(受)第1461号・平成18年12月14日第一小法廷判決・民集60巻10号3914頁参照）。

(2) 次に、かかる条件付債権を受働債権とし、Yが破産者に対して有している破産債権を自働債権として相殺することができるか。すなわち、本件において破産法67条2項が適用されるかどうかが問題となる。

ア この点、破産債権者であるYは、破産者の破産宣告時において破産者に対して停止条件付債務を負担している場合においては、特段の事情のない限り、停止条件不成就の利益を放棄したときだけでなく、破産宣告後に停止条件が成就したときにも、破産法67条2項後段の規定により、前記停止条件付債務、すなわち、破産財団所属の停止条件付債権を受働債権として、破産債権を自働債権として、相殺をすることができるものと解される（最高裁判所平成13年(受)第704号・平成17年1月17日第二小法廷判決・民集59巻1号1頁参照）。

イ したがって、本件においては、相殺の主張が許されない前記の特段の事情が存するかどうかの問題となる。

この点、本件契約においては、解約実行請求が誰からも永遠になされないことにより条件不成就となることは、利殖を目的に運用される投資信託の性質上およそ考えにくいことに加えて、解約実

行請求があったにもかかわらず解約金が委託者からYに全く支払われないことにより条件不成就となることも、運用の結果が解約金に反映されることはともかく、受益権が信託財産として分別管理・運用される投資信託においてはおよそ考えにくいことなどに照らせば、前記(1)のとおり、本件契約の解約金請求権が停止条件付債務であるとしても、条件不成就によりYがその債務を免れることは、まず考えられない性質のものである。逆に、前提事実(2)によれば、Yとしては、いつでも破産者から本件契約の解約申出を受ける可能性があったのであり、その場合は、所定の手続により、委託者からYに対して解約申出当時の基準価格により形式的機械的に算出される解約金が支払われ、Yがこれを破産者に支払う義務を負う高度の蓋然性を有していたといえる。

そうすると、Yが破産者に負っていた債務は、停止条件付とはいっても、その条件不成就がほとんど考えられず、その債務額も基準価格により、いかなる時期においても容易にその算定をなし得る性質のものである。したがって、Yとしては、破産者の破産宣告時において、容易に現実化する一定額の債務を負担していたものであって、Yの破産者に対して有していた破産債権との関係においては、相殺の担保的機能に対する合理的な期待を有していなかったとまでは言えない。そして、このような事情に照らせば、前記の判断は、少なくとも受益者の破産宣告後における相殺の可否を検討するに当たっては、単なる債務不履行のみによって受益権に対するYの処分権が認められるかどうかに関する銀行取引約定の解釈や議論によって左右されるものではないものと解される。

ウ 他方、Xは、本件契約による解約金支払債権が、Xの解約実行請求によらねば現実化しないことを前提に、そもそも破産法67条2項に該当しないか、同条項による相殺が許されない特段の事情があることを指摘する。

しかし、……そもそも将来にわたって解約実行請求がなされないことで条件不成就となることは想定されていないと解されるし、破産者の財産を換価し配当すべき破産状況下においては、破産管財人において、解約実行請求の時期を利殖の観点から全く自由に選択し得ると解するのも相当では

ない。……破産債権者から相殺権が行使されることにより…当該破産債権者の破産債権が減少するから、他の破産債権者への配当がその分増加するのであり、破産管財人としては、破産者の受益権を放置することは、その職責上許されていないものと考えられる。したがって、受益者が破産した場合には、いずれにしても、解約金支払債権は現実化するべきものであって、Xの指摘の前提は、当裁判所の採用するところではない。

エ そうすると、本件において、Yによる相殺権の行使を否定すべき特段の事情は存しないというべきである。

(3) 以上によれば、本件において、Xによる解約実行請求がなされたこと及びYがBから解約金の交付を受けたことは、前記1から明らかであることから、破産宣告後に受働債権の停止条件が成就したことが認められる。さらに、Yによる相殺権の行使を否定すべき特段の事情も認められないから、Xの本訴請求に対するYの相殺の主張には理由がある。」

2 控訴審（控訴棄却）

「1 判断の概要

当裁判所も、Yのなした、貸金債権を自働債権としてXがYに対して有する解約金支払請求権と相当額で相殺するとその相殺権の行使は有効であり、Xの請求権は消滅したから、Xの請求は棄却すべきものと判断する。……。

2 当審におけるXの補充主張に対する判断

(1) Xは、投資信託の販売会社は単なる取次にすぎず、自ら投資信託を解約等して換金することもできないから、これに対して相殺の対象として期待すべき相当性はない旨主張する。

しかし、本件契約において、Yは、Aの受益権を管理する口座管理機関であり、Yを通しての他の口座管理機関への受益権の振替及び信託契約の解約による換金が可能であって、また、解約があった場合に、その解約金はYの指定預金口座に入金されることが明らかである。したがって、Yの立場は、受益者であるAと委託者であるBを取り次いで投資信託の販売を行うことで終了するものではなく、その後も、解約若しくは他の口座管理機関への振替がなされるまで、本件契約に基づ

く受益権をその管理支配下に置いているということができる。したがって、このような受益者であるAと口座管理機関であるYとの関係は、信託契約の解約金について、Yの知らない間に処分されることがなく、また、その支払はYの預金口座を通じての支払となることからして、相殺の対象となるとYが期待することの相当性を首肯させるものというべきである。

(2) また、AとYとの間の銀行取引約定書（《証拠略》）には、AがYに対する債務を履行しなかった場合には、Yがその占有しているAの動産、手形その他の有価証券について、必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により、当該動産又は有価証券を取立て又は処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらずAの債務の弁済に充当できるとの任意処分に関する規定（4条3項）及びYが、AのYに対する債務とAのYに対する預金その他の債権とをいつでも相殺し、又は払戻し、解約、処分のうえ、その取得金をもって債務の弁済に充当することができるとの差引計算に関する規定（7条1項）が存在することが認められる。これらは、直接Yに対する権利でないものであっても、Yが事実上支配管理しているものについては、事実上の担保として取り扱うことを内容とする約定であって、このような約定の存在は、本件契約に基づく投資信託の解約金についてもYの相殺の対象と期待することが自然であることを示しているというべきである。」

Ⅲ 分析・検討

判旨に賛成。

1 問題の所在

相殺の担保的効力が最大限に発揮されるのは相手方無資力の際である。もっとも、相手方が破産した場合には、相殺権の行使といえども破産法の規定に服することになる。ここで、破産法は、原則として破産債権者による相殺による優先的回収を認めることとし（破産法67条）、相殺による不当な優先的満足となるような場合に限って例外的に相殺を禁止している（同法71条1項・72条1

項)。こうした規定に関連して、本件では、破産手続開始当時に有していた貸金債権を自働債権、破産手続開始決定後に条件の成就した投資信託の解約金（本件契約に基づき購入した受益権の解約により発生した解約金につき、判旨に従い「投資信託の解約金」と表現する）の支払債務に対応する債権を受働債権とするYによる相殺の可否が問題とされた。

2 投資信託の解約金支払債務の性質

本件におけるYによる相殺の可否を検討する上で、まず、YがAに対して負担した投資信託の解約金支払債務の性質が問題となる。

投資信託の解約金の法的性質に関し、原審が引用する最高裁平成18年12月14日判決（民集60巻10号3914頁、本誌1262号33頁）（以下、「平成18年判決」という）は、①投資信託の販売会社は、受益者に対し、委託者から一部解約金の交付を受けることを条件として一部解約金の支払義務を負う、②受益者は、販売会社に対し、同条件の付いた一部解約金支払請求権を有すると判示する。この平成18年判決を踏襲し、原審は、本件契約の解約金請求権の性質について、Xから解約実行請求がなされること、YがBから投資信託の一部解約金の交付を受けることを停止条件としてYはXに対して解約金の支払義務を負い、Xは、Yに対し、同条件の付いた解約金支払請求権を有すると判断しており、控訴審においてこの判断は維持されている。

3 破産債権者が破産手続開始の時に停止条件付であり、破産手続開始後に停止条件が成就した債務に対応する債権を受働債権とし、破産債権を自働債権として相殺することの可否

破産債権者は、破産手続開始時に期限付き又は条件付きの債務に対応する債権を受働債権とする相殺が許される一方で（破産法67条2項後段、旧破産法99条後段）、破産手続開始後に負担した債務に対応する債権を受働債権とする相殺が許されないとされている（同法71条1項1号、旧破産法104条1号）。そこで、Yの負担した債務が停止条件付の債務であるとして、破産手続開始後に条件

の成就した同債務に対応する債権を受働債権とする相殺が許されるか問題となる。

この問題に関し、最高裁平成17年1月17日判決（民集59巻1号1頁、本誌1220号46頁）（以下、「平成17年判決」という）は、旧破産法下において「破産債権者は、その債務が破産宣告の時にいて期限付である場合には、特段の事情のない限り、期限の利益を放棄したときだけでなく、破産宣告後にその期限が到来したときにも、法99条後段の規定により、その債務に対応する債権を受働債権とし、破産債権を自働債権として相殺をすることができる。また、その債務が破産宣告の時にいて停止条件付である場合には、停止条件不成就の利益を放棄したときだけでなく、破産宣告後に停止条件が成就したときにも、同様に相殺をすることができる。」と判示する。

この平成17年判決を受け、現行破産法下において「特段の事情のない限り」、破産債権を自働債権、破産手続開始の時に停止条件付であり、破産手続開始後に停止条件が成就した債務に対応する債権を受働債権とする相殺が許されている。残された問題は、如何なる場合に「特段の事情」が認められるかである。本件では、この「特段の事情」の有無に関連して相殺権の濫用が争点の1つとされた。

4 破産手続と相殺権の濫用

(1) 相殺権の濫用に対する制度

破産手続開始決定後の相殺権の濫用は、破産法が規定において対処している濫用と（破産法71条1項・72条1項）、破産法の規定では直接的に対処できない濫用に分けることができる（三木浩一「相殺権の濫用」判例タイムズ830号192頁）。

現行破産法は、相殺権の濫用といえる場合の対処として、破産債権者が破産者に対して債務を負担した場合（同法71条）と、破産者に債務を負担する者が破産債権を取得した場合（同法72条）について相殺を禁止する規定を設け、破産手続開始後、支払不能後、支払停止後、破産手続開始申立後の相殺禁止の要件を定めている。こうした規定が定められた趣旨は、債権者平等の理念に反しない範囲で相殺の担保的機能を認めることにある。これらの破産法の規定では直接的に対処できない

最新 金融・商事法判例の分析と展開 〔別冊 金融・商事判例〕

2013年5月15日 初版第1刷発行

監 修 小 出 篤

発 行 者 金 子 幸 司

発 行 所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話代表 03(3267)4811 制作03(3267)4823

<検印省略>

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

制作／地切 修 印刷／富士リプロ株式会社

© Atsushi Koide 2013

ISBN978-4-7668-2315-8

“経済法令グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。